

審 査 基 準

令和7年3月24日作成

法 令 名 :	道路交通法
根 拠 条 項 :	第94条第2項
処 分 の 概 要 :	免許証の再交付
原権者(委任先) :	長崎県公安委員会(仮免許証は長崎県警察本部長)
法 令 の 定 め :	道路交通法施行規則第21条(免許証の再交付の申請の手続)
審 査 基 準 :	(判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)
標 準 処 理 期 間 :	警察本部交通部運転免許管理課、長崎運転免許センター、西海警察署、南島原警察署、平戸警察署、五島警察署、新上五島警察署、壱岐警察署、対馬南警察署 申請の当日中 上記以外の警察署(長崎警察署、大浦警察署、浦上警察署及び大村警察署を除く)及び雲仙警察署雲仙北交番 28日(行政庁の休日を除く。)
申 請 先 :	運転免許証の場合は警察本部交通部運転免許管理課、長崎運転免許センター、警察署(長崎警察署、大浦警察署、浦上警察署及び大村警察署を除く)及び雲仙警察署雲仙北交番 仮免許証の場合は警察本部交通部運転免許管理課、長崎警察署、大浦警察署、浦上警察署、西海警察署、諫早警察署、島原警察署、川棚警察署、早岐警察署、佐世保警察署、相浦警察署、江迎警察署、松浦警察署、五島警察署
問 合 せ 先 :	警察本部交通部運転免許管理課
備 考 :	